

札幌市監査委員	藤江正祥
同	窪田もとむ
同	こんどう和雄
同	谷沢俊一

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に規定する監査を、下記の部局等を対象として行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査(事務監査)

総務局 情報化推進部
 オンブズマン事務局
市民まちづくり局 総合交通計画部
都市局 市街地整備部
 建築指導部
中央区 市民部
 保健福祉部
北区 市民部
 保健福祉部
東区 市民部
人事委員会事務局

2 定期監査(工事監査)

総務局 行政部
環境局 環境事業部
建設局 土木部
病院局 経営管理部

3 出資団体等監査

株式会社 札幌副都心開発公社
一般財団法人 札幌市交通事業振興公社
財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団
株式会社 札幌ドーム
一般財団法人 札幌市体育協会
大和リース株式会社
株式会社 北海道フットボールクラブ

出資団体等監査

平成24年度出資団体等監査報告書

監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
株式会社札幌副都心開発公社		○		
一般財団法人札幌市交通事業振興公社		○		
財団法人さっぽろ健康スポーツ財団		○	○	○
株式会社札幌ドーム		○	○	○
一般財団法人札幌市体育協会		○		○
大和リース株式会社			○	
株式会社北海道フットボールクラブ				○

※財団法人さっぽろ健康スポーツ財団は平成25年4月1日から一般財団法人に移行している。

監査の範囲

主として平成23年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の期間

平成25年1月9日から同年3月27日まで

監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

(1) 出納簿の記帳を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市交通事業振興公社】

ア 釣銭準備金は、管理課から南北線駅務課等の各線駅務課へ、各線駅務課からそれぞれの管区駅へ、管区駅から各駅へと順を追って払い出しが行われ、年度末にはこれと反対の流れで管理課へ返納される。この際、それぞれの課所では入出金の状況を出納簿で管理しており、授受が行われた課所どうしの帳簿は整合することとなるが、一部の課所で記帳漏れや記帳誤りがあったため、帳簿の不一致がみられた。

については、定期的に帳簿どうしの突合を行い、記帳の正確性を確保されたい。

また、毎月締めでは責任者による確認の決裁を受けているものの、年度末の返納処理後の帳簿については、全ての課所で確認の決裁を受けていなかったことから、年度末における確認の決裁を徹底されたい。

【財団法人さっぽろ健康スポーツ財団】

イ コピーを希望する施設利用者がいた場合、事務室でコピーサービスを行い利用料として現金を受領しているが、収入日ごとに現金出納簿に記帳せず、月末に当該1ヵ月分の合計金額を一括して記帳している施設があったので、適正に事務を執行されたい。

(2) 領収書の取扱いを適正に行うべきもの

領収書の取扱いについて、次のような事例がみられたので関係職員に取扱い等を周知し、適正に事務を執行されたい。

【財団法人さっぽろ健康スポーツ財団】

ア 前理事長名を記入し理事長印を押印した未使用の領収書を、無効処理せずに複数枚保管していた。

イ 各種教室受講者や施設利用者から申し出があって手書きの領収書を交付しているが、領収書(控)を保管していないのがみられた。

【株式会社札幌ドーム】

ウ 使用済み領収書綴りのなかに、控え及び本書ともに未使用のまま残されているものがあるが、いずれも無効処理されていないのがみられた。

エ 書損した領収書について、控えは無効処理されているが、本書は無効処理されていないのがみられた。

オ 書損した領収書について、控えのみを保管し、本書を破棄しているのがみられた。

【一般財団法人札幌市体育協会】

カ 使用年度が印刷された領収書の前年度未使用分について、無効処理せずに保管していた。

キ 書損した領収書について、控えのみを保管し、本書を破棄しているものがみられた。

(3) 超過勤務手当の支給区分を適正に行うべきもの

【株式会社札幌副都心開発公社】

職員が年休をとった日の前日深夜から年休日当日の深夜まで時間外勤務を行った場合において、超過勤務手当をつけていたが、年休日当日における時間外勤務単価を通常勤務深夜の割増率とすべきところ、誤って公休日勤務深夜の割増率を適用して過分に支給しているものがあつた。

労働基準法及び当法人の超過勤務手当支給規程等関係諸規程に則り、適正に事務を執行されたい。

(4) 特命発注に係る契約事務を改善すべきもの

【株式会社札幌ドーム】

特命発注における契約事務について、次のような事例がみられたので、自ら定めた契約規則に従って契約事務を処理するとともに、必要であれば、契約規則を見直すことにより、適正な事務処理を確保されたい。

ア 見積書の徴取

契約規則においては、特命発注の場合であっても、見積書を徴取して適正な価格であることを確認すべきものとしているが、長期にわたり同一業者との契約を継続しているものには、年度ごとの契約締結に当たって見積書を徴取していないものがみられた。

イ 特命理由の明示

契約規則には、特命発注できる条件が列挙されているが、長期にわたり同一業者との契約を継続しているもののなかには、年度ごとの契約締結に係る稟議書に特命発注による契約であること自体を明示していないものもみられた。

また、施設の改修、修繕等の随時発注する契約において、稟議書では、契約規則のどの条項に基づく特命発注であるかを示すのみ、又は、当該条項の内容をほぼそのまま記載するのみであるものがみられた。

このため、例えば、業務委託の場合、契約規則が定める条件である「(特命先の業者が) 独自のノウハウを有すること」や「(契約価格が) 市場価格と比較して低廉であることが客観的に認められること」について、これらの条件に該当することを示す具体的な理由が稟議書に明示されていなかった。

ウ 契約額100万円未満を理由とする特命発注の適用範囲

契約規則において、物品の購入、物品の修繕、リース契約については、

契約額が100万円未満であれば、特命発注を可能としている。

しかし、例えば、施設の一部（シャッター・壁・階段等）の補修など、物品とはいえない場合、さらに、例えば、施設の一部の除雪業務、設備の消耗品交換、点検・清掃業務など、修繕とはいえない場合にも、100万円未満であれば、特段の理由を付すことなく特命発注されているものが多くみられた。

(5) 同一業者に対する長期的な特命発注の見直しについて（意見）

【株式会社札幌ドーム】

札幌ドームにおける清掃業務、施設・設備の点検業務、設備の運転・操作業務など、施設の運営や施設・設備の維持管理に係る基本的な業務については、長期にわたり同一業者との契約を継続している状況にある。

については、これらの契約について、特命発注によるべき条件を改めて整理するとともに、仕様書等の工夫による競争入札や提案競技の導入可能性を探るなど、同一業者に対する長期的な特命発注のあり方について、実質的、具体的な検討を実施されるよう要望する。

(6) 契約に関する事務を適正に行うべきもの

【株式会社札幌副都心開発公社】

業務委託契約に係る指名競争入札において、次のような事例がみられたので、入札の基本事項を再確認するなど、適正な事務を執行されたい。

ア 入札において、本社社長から支社長に委任、さらに支社長から復代理人に委任があり、復代理人から入札書の提出があったが、その際、入札書に不備があり、会社の住所・名称・代表者氏名及び代理人（支社長）の住所・名称・氏名が記載されていないものがあった。

イ 入札に際し、指名業者への通知書を送付していないこと等により、入札書の記載金額が不統一で、税込み、税抜き表記が混在しているものがあった。

(7) 地下鉄駅業務等委託契約の見直しについて（意見）

【一般財団法人札幌市交通事業振興公社】

当法人が行う業務は、ほぼ全てが地下鉄に関連する業務であり、このうち札幌市交通局（以下「交通局」という。）から発注される地下鉄駅業務等委託契約に基づく収入は、当法人の事業活動収入全体の95%以上を占めている。

平成24年度におけるこの契約の主な内容は、契約書第1条で(1)定期券発売等業務、(2)遺失物管理業務、(3)磁気情報入力等業務、(4)販売促進等業務、(5)広告・乗客誘致等業務、(6)地下鉄駅業務となっている。これらの業務は、交通事業と密接な関連があり、常に交通局との連携を図りながら事業が展開されてきたものであるが、時間の経過とともに契約書や仕様書の内容と実際の業務内容にかい離が生じている部分がみられる。また、業務によっては、処

理方法の見直しが必要と思われる部分もみられる。

については、契約書及び仕様書の内容に関して、業務の発注者である交通局とも十分に調整・協議を行い、必要な改正をしたうえで適切な業務の執行を行われるよう希望する。

ア 磁気情報入力等業務について

この業務においては、交通局が当法人に業務を指示する際の指示書の取り扱いが次のとおりになっており、適正に欠けるとと思われることから、見直しが必要であると考ええる。

(ア) カードのエンコード指示に際して出される指示書は、交通局で担当課長まで決裁を受けた書類のコピーのみが送られてきており、当法人ではそれをもって正式文書として取り扱っている。

しかし、当法人は交通局とは独立した法人であることから、交通局の内部文書のコピーをもって正式文書として取り扱っていることは適切とは思われない。また、指示書の発出者名が誰になるのか契約上明確になっていないことから、指示書の発出権限の所在を含め、取り扱いを明確に定めるべきと考ええる。

(イ) 乗継券や手売り乗車券の作成指示に際して出される指示書は、様式の上半分が交通局からの指示書となっており、下半分が当法人内における受払いに関する決裁欄となっている。この指示書については、交通局で担当課長まで決裁を受けた決裁書の原本が送付され、当法人で下半分の決裁をした後はコピーを取り、原本については交通局へ提出している。したがって、当法人にはコピーしか残されていない状況である。

については、当法人における受払いの決裁文書であるのに、当法人にはコピーしか残されていないという現状は適正とは思われない。また、これについても、指示書の発出者名が誰になるのか契約上明確になっていないことから、指示書の発出権限の所在を含め、取り扱いを明確に定めるべきと考ええる。

イ 乗車券等受払業務委託仕様書について

乗車券等受払業務委託仕様書（以下「受払業務仕様書」という。）については、次のとおり契約書との整合性や業務の在り方が適正を欠くと思われることから、契約内容の見直し等が必要であると考ええる。

(ア) この受払業務仕様書に該当する業務は、契約書第1条各号には見当たらず、また各号に定めるそれぞれの業務仕様書からも、この受払業務仕様書が存在することは読み取れないが、実際には地下鉄駅業務等委託契約書の仕様書の1つとして業務が実施されている。

当法人が地下鉄駅業務等を実施していく中で、時間の経過とともに仕

様書が挿入されたものと思われるが、契約書との整合性に疑義があることから、契約内容の見直しが必要と考える。

(イ) この受払業務仕様書に基づき当法人が受払業務を行っているため、交通局からの指示で当法人がエンコード入力したカードや作成した乗車券等を、交通局の検収を経ずに当法人が自ら受け入れることとなっている。しかし、これでは交通局のチェック機能が働かないことから、業務の在り方の見直しが必要と考える。

(ウ) 券の受払いに際して出される指示書は、発出者が交通局の担当職員名になっており、また、上記ア(イ)と同様、様式の上半分が交通局からの指示書、下半分が当法人内における受払いの決裁欄であり、決裁後はコピーを取り、原本については交通局へ提出しているため、当法人にはコピーしか残されていない状況である。

については、当法人の決裁文書であるのに、コピーしか残されていないという現状は適正とは思われない。また、これについても、指示書の発出者名が誰になるのか契約上明確になっていないことから、指示書の発出権限の所在を含め、取り扱いを明確に定めるべきと考える。

ウ 広告・乗客誘致等業務について

この業務については、交通局からの受託範囲が拡大してきており、特に広告業務に関しては、ほぼ全ての業務が当法人に委ねられている。業務の内容によっては、当法人での実施が困難なものもあるが、この場合は、交通局の承認を受けて再委託に付しているため、広告業務については、ほぼ全てを当法人が担当しているものである。

一方で、発生した広告料収入については、全て交通局に帰属することとなっている。当法人が受け取る受託料は、その年度に予想される業務量等に基づき年度当初に決定されており、当法人の努力により広告料収入が増加しても、受託料には影響しない契約となっているものである。

したがって、当法人では、業務を遂行するに当たり、新規広告媒体の開発や販売方法に関する企画・提案等を行い、広告料の増収に貢献しているが、受託料には反映されない。また、企画や提案を実施するための初期費用が発生する場合に、交通局から指示を受けて、その初期費用を当法人で負担している場合もみられる。

については、当法人の努力の成果が収益に反映されないばかりか、場合によっては経費負担が発生するのであれば、当法人のインセンティブが働くのか疑問を感じるところである。

当法人は平成24年度から一般財団法人へ移行しており、今後はこれまで以上に自主的な経営活動が可能になると考えられる。したがって、経営努

力が収益に反映されるような契約方法の導入も、今後検討する必要があるのではないかと考える。

(8) 在庫確認票の記載を正確に行うべきもの

【一般財団法人札幌市交通事業振興公社】

券庫内で保管されているウィズユーカードや手売り乗車券等については、保管状況を在庫確認票に取りまとめて担当部長まで報告しているが、この確認票に記載されていないものがみられることから、記載を正確に行うよう改善されたい。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 契約書類の一部である仕様書を適正に作成すべきもの

【財団法人さっぽろ健康スポーツ財団】

スポーツ施設に関して、協定書に基づき本市の承認を得て管理業務の一部を再委託した際、契約書類の一部である仕様書の規定内容に次のような不備がみられたので、早急に改善されたい。

ア 警備業務

(ア) 警備責任者については報告する旨を定めているが、警備従事者名簿の提出を義務付けていなかった。(中島体育センター警備業務、藤野野外スポーツ交流施設警備業務、施設維持管理業務(スポーツ交流施設機械保守管理及び警備業務))

(イ) 「当該施設の内部及び外部を警備する」としているが、警備業務の対象となる範囲を図面に示す等して明確にしていなかった。(中島体育センター警備業務、藤野野外スポーツ交流施設警備業務)

(ウ) 「夜間警備は、就業中3回以上巡視する」としているが、巡視の開始時刻及び順路については何も記載していなかった。(中島体育センター警備業務、藤野野外スポーツ交流施設警備業務)

(エ) 「門扉の開閉を行う」としているが、開門及び閉門すべき時刻を記載していなかった。(藤野野外スポーツ交流施設警備業務)

(オ) 機械警備に使用する警報装置について、受託者の負担で全て設置するのか警備対象施設に既存の設備があってそれを活用できるのか明確になっていなかった。(施設維持管理業務(スポーツ交流施設機械保守管理及び警備業務))

イ 機械設備運転業務

対象機種、台数、設置場所、運転開始時刻及び終了時刻、監視体制等の具体的な業務内容を規定していなかった。(施設維持管理業務(南区体育館・中島体育センター・平岸プール))

(2) 藤野野外スポーツ交流施設のリフト利用料金の割引について本市の承認を得るべきもの

【財団法人さっぽろ健康スポーツ財団】

藤野野外スポーツ交流施設のリフト利用料金については、札幌市藤野野外スポーツ交流施設管理運営業務協定書に基づき、当団体が条例の範囲内で本市の承認を得て定めることになっているが、リフト利用料金に関して覚書を取り交わした特定の団体の会員等に対して本市の承認を得ずに割引していた。同協定書に基づき本市の承認を得て適正に事務を執行するよう改善されたい。

(3) 利用料金の適用に係る表示について（意見）

【株式会社札幌ドーム】

札幌ドームの利用料金は、札幌ドーム条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）に定める区分及び限度額の範囲内で札幌市の承認を得て設定しているが、個々の利用者に対して適用された利用料金の表示（精算書等）について次のような事例がみられたので、利用料金については、条例等の規定及び札幌市の承認を得て定めた区分に基づき、減免の内容を含め、明確に表示することが望ましい。

ア クローズドアリーナ（屋内アリーナ）の時間区分による利用については、条例等に定める原則によれば、全日分の利用料金の17分の1を1時間当たりの利用料金（限度額）としているが、草野球等の一般市民利用の場合には、より低廉な利用料金を設定している。

この一般市民に対する低廉な利用料金を、そのままプロチームの時間単位による練習利用に適用したように見える事例があったが、実際には、条例等の原則に基づく利用料金の額に対して減免を行ったものであるとの説明であった。

イ 札幌ドーム内諸室（控室、室内練習場、貴賓室等）については、各部屋の種類に応じて85区分の金額の異なる利用料金が設定されている。

しかし、いくつかのアマチュアスポーツ大会において、その諸室利用料金を減免（全額免除）とした場合に、それぞれは異なる内容の大会であったが、諸室利用料金の額が全て同額とされており、その金額がどの部屋の利用に対して算定されたものか内訳が明確になっていなかった。

(4) 利用料金以外の費用の徴収根拠を適正かつ明確にすべきもの

【株式会社札幌ドーム】

札幌ドームの利用においては、プロスポーツ試合、アマチュアスポーツ大会、コンサート、コンベンションなどのイベント（以下「イベント等」という。）の主催者から条例等に基づき定められた利用料金のほか、光熱水費、清掃費用、警備費用、音響・映像機器操作人件費、セールスプロモーション費用など、各種の名目で費用を徴収しているが、次のとおり、その徴収根拠

が適正又は明確とはいえないものがみられた。

他の指定管理施設では、このように利用料金以外の多種多様な費用徴収を行う例は少ないことから、利用料金とは別にイベント等主催者から費用を徴収するものについては、必要に応じて札幌市とも協議のうえ、その根拠を適正かつ明確にされたい。

ア イベント等、特にコンサートにおける大規模な音響機器や照明機器の利用など、一般的な利用の範囲を超える電気、水道などの使用があった場合には、その実費相当額を徴収しているが、その算定根拠となる単価が長期にわたり見直されていなかった。

イ 当法人は、札幌市の行政財産目的外使用許可を受け（目的外使用料支払あり）、札幌ドーム施設内において飲食、物販、広告等の自主事業を行っている。

イベント等主催者がイベント等の実施に付随して札幌ドーム施設内で物販行為や広告宣伝行為を行う場合には、条例等の規定に基づき指定管理者である当法人の承認を受ける必要があるが、さらに、当法人の自主事業収益に損失が生じるとの考え方により、その損失補償の意味合いでイベント等主催者から「セールスプロモーション費用」を徴収している。

(ア) イベント等の実施に付随して行われた「赤い羽根共同募金ブース設置」や「札幌市の施策PRの実施」において、この「セールスプロモーション費用」を徴収している事例があるが、この場合においては、「自主事業収益に損失が生じる」とは考え難く、その徴収根拠について整理が必要と思われる。

(イ) 「セールスプロモーション費用」は、札幌ドームにおける「テレビ局の番組収録やスチール撮影」においても徴収されているが、この場合は、「自主事業収益に損失が生じた」ものではなく、管理運営業務協定書に基づき「対価を得て著作権の許諾を行った」ものであることから、徴収根拠の違いを明確にするためにも、費用の徴収区分（名称）について整理が必要と思われる。

(5) 収支決算書を正しく作成すべきもの

【株式会社札幌ドーム】

ア 管理運営業務協定書の規定に基づき、事業年度終了後、札幌市に提出する収支決算書（内訳として指定管理業務、自主事業、受託事業に区分）の平成23年度分について、次のような事例がみられたので、管理運営業務に係る収支決算書については、正しく作成されたい。

(ア) 札幌市から指定管理業務とは別に受託した業務に係る収入（委託料収入）が除外されている一方で、当該業務の実施に係る支出については除外されずに計上されていた。この場合、収支ともに計上するか、あるいは、収支ともに計上しないか、札幌市とも協議のうえ、どちらかに統一すべきと考えられる。

- (イ) セールスプロモーション費用（上記2-(4)-イ本文）の徴収に伴う収入のうち、自主事業収益に対する損失補償として得た収入については、その根拠からすると自主事業収入に属すると考えられるが、指定管理業務収入に含まれていた。

【大和リース株式会社】

イ 収支決算書について、収入は毎年度の実績額で計上されているが、支出は実績額にはなっておらず、指定管理業務受託時に計画した金額が固定値として定額で計上されている。このため、平成23年度の支出であれば、収支決算書の数値が実績額と異なる状況となっていた。

については、収支決算書は実際の収支状況を正確に計上すべきであることから、正しく作成されたい。

3 財政援助団体監査

(1) 適正な報告書や請求書を提出させるべきもの

【一般財団法人札幌市体育協会】

札幌市民体育大会や競技力向上・普及促進事業については、その競技や事業の実施団体からの請求書に基づき補助金を交付しており、競技あるいは事業終了後にそれぞれの団体から事業実施報告書、収支決算報告書の提出を受けている。

これらの団体から提出された事業実施報告書や収支決算報告書、請求書の内容について、下記のような適正を欠く事例がみられた。

事業実施報告書や収支決算報告書は、交付した補助金の使途が補助目的に合致しているかどうかを判断するための重要な書類となるので、請求書とあわせて内容の確認を徹底するとともに、書類に不備がある団体に対しては、適正な事業実施報告書や収支決算報告書、請求書が提出されるよう指導されたい。

ア 補助対象経費となる謝金や報酬の領収一覧表について、受領者の住所・氏名部分がページごと切り貼りされているものや、鉛筆書きになっているものなどがみられた。

イ 支出証拠書類として添付されている領収書について、宛名が空白のものや名義が違うもの、領収印が押印されていないもの、システムから出力された領収書の項目や金額を手書きで修正しているもの、領収書ではなく明細書や注文書が添付されているものがみられた。

ウ 補助金請求書について、記載誤り部分を修正液で修正したり、訂正印を押印せずに訂正しているものがみられた。

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 株式会社札幌副都心開発公社（所管：都市局市街地整備部）

この法人は、札幌市の長期総合計画に基づき、多核心都市への誘導を図ることを目的として、厚別地域に副都心を形成するための諸施設（商業センター、オフィスビル、ホテルビル、駐車場ビル等）を建設・管理する事業主体として、札幌市、北海道東北開発公庫（現日本政策投資銀行）等の公的資本を中心に、第三セクター方式により設立されたものである。

札幌市はこの法人に対し、設立時に資本金総額3億7千万円のうち1億円の出資を行った。その後、札幌市及び民間からの増資を得て、現在の資本金総額は8億7千万円、うち札幌市の出資額は3億円（出資比率34.5%）となっている。

第1表 第38期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	4,112,612
	経 常 費 用 B	3,887,583
	経 常 △ 損 益 C=A-B	225,029
	特 別 △ 損 益 D	△ 144,070
	法 人 税 等 E	72,630
	法 人 税 等 調 整 額 F	41,822
	当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F	△ 33,494
	前 期 繰 越 利 益 H	102,464
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	68,969
財 政 状 態 (平成24年3月31日現在)	流 動 資 産 J	921,507
	固 定 資 産 K	24,921,440
	資 産 合 計 L=J+K	25,842,948
	流 動 負 債 M	1,571,786
	固 定 負 債 N	13,122,637
	負 債 合 計 O=M+N	14,694,424
	資 本 金 P	870,000
	利 益 剰 余 金 Q	2,484,409
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 R	7,794,114
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	11,148,523
	負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	25,842,948

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成24年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	600,000	34.5
(株)日本政策投資銀行	340,000	19.5
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	160,000	9.2
ノースパシフィック(株)	153,000	8.8
(株)北洋銀行	87,000	5.0
(株)北海道銀行	80,000	4.6
(株)みずほ銀行	80,000	4.6
北海道	60,000	3.4
共栄火災海上保険(株)	37,200	2.1
その他9社	142,800	8.2
合 計	1,740,000	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 一般財団法人札幌市交通事業振興公社 (所管：交通局事業管理部)

この法人は、札幌市の交通問題に対する市民の意識の啓発、交通道德の普及、札幌市が行う交通事業の利用者の便益増進に関する事業等を行うことにより、交通事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として設立されたものである。なお、設立は昭和63年であるが、平成24年4月1日から一般財団法人に移行している。

札幌市は、この法人の基本財産総額3,000万円のうち、1,500万円（出資比率50.0%）を出資している。

平成23年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区分	項目	金額
事業収支の状況	収入 A	3,698,238
	(うち札幌市からの補助金)	(0)
	(うち札幌市からの委託料)	(3,157,860)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(0)
	(うち公の施設の利用料金)	(0)
	支出 B	3,626,568
	当期収支差額 C=A-B	71,670
前期繰越収支差額 D	165,006	
次期繰越収支差額 E=C+D	236,676	
財政状態 (平成24年3月31日現在)	流動資産 F	604,241
	固定資産 G	44,140
	資産合計 H=F+G	648,381
	流動負債 I	366,581
	固定負債 J	0
	負債合計 K=I+J	366,581
	正味財産 L=H-K	281,800
負債・正味財産合計 M=K+L	648,381	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(3) 財団法人さっぽろ健康スポーツ財団（所管：観光文化局スポーツ部）

この法人は、スポーツの普及振興及び健康づくり活動支援のために必要な事業を行うとともに、札幌市の設置するスポーツ施設、健康づくり施設の管理運営に関する事業を行うことを目的として、旧財団法人札幌市スポーツ振興事業団と旧財団法人札幌市健康づくり事業団を統合して、平成19年に設立されたものである。

札幌市は、この法人の基本財産総額2,000万円のうち、1,000万円（出資比率50.0%）を出資している。

平成23年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の 状 況	収 入 A	4,127,843
	(うち札幌市からの補助金)	(42,651)
	(うち札幌市からの委託料)	(365,231)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(1,824,870)
	(うち公の施設の利用料金)	(775,651)
	支 出 B	4,076,858
	当期収支差額 C=A-B	50,984
前期繰越収支差額 D	408,785	
次期繰越収支差額 E=C+D	459,770	
財政状態 (平成24年3月31日現在)	流動資産 F	1,018,090
	固定資産 G	1,427,245
	資産合計 H=F+G	2,445,335
	流動負債 I	535,223
	固定負債 J	715,724
	負債合計 K=I+J	1,250,947
	正味財産 L=H-K	1,194,388
負債・正味財産合計 M=K+L	2,445,335	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(4) 株式会社札幌ドーム（所管：観光文化局スポーツ部）

この法人は、全天候型多目的施設（札幌ドーム）の管理運営、スポーツ・芸能に関する興業、各種行事の企画・運営、食料品等の販売、宣伝広告事業などを行うことを目的として平成10年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し資本金総額10億円のうち5億5,000万円（出資比率55.0%）を出資し、現在に至っている。

また、札幌市は、この法人に公の施設である札幌ドームの管理運営を行わせているが、その管理運営等に要する費用は支出していない。なお、札幌ドーム利用料金の減免に対する補てんとして、平成24年度、総額9,216万円の補助金を交付している。

第1表 第14期 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	3,669,589
	経 常 費 用 B	3,256,225
	経 常 △ 損 益 C=A-B	413,364
	特 別 △ 損 益 D	△ 187
	法 人 税 等 E	199,191
	法 人 税 等 調 整 額 F	△ 18,024
	当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F	232,010
	前 期 繰 越 利 益 H	215,933
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	447,943
財 政 状 態 (平成24年3月31日現在)	流 動 資 産 J	3,437,075
	固 定 資 産 K	485,821
	資 産 合 計 L=J+K	3,922,896
	流 動 負 債 M	1,142,570
	固 定 負 債 N	68,383
	負 債 合 計 O=M+N	1,210,953
	資 本 金 P	1,000,000
	資 本 剰 余 金 Q	0
	利 益 剰 余 金 R	1,711,943
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	2,711,943
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	3,922,896	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成24年3月31日現在)

株 主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	11,000	55.0
札幌商工会議所	1,000	5.0
北海道電力(株)	1,000	5.0
北海道瓦斯(株)	600	3.0
(株)北海道新聞社	600	3.0
(株)北洋銀行	600	3.0
(株)北海道銀行	600	3.0
サッポロビール(株)	600	3.0
(株)プリンスホテル	600	3.0
その他18社	3,400	17.0
合 計	20,000	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(5) 一般財団法人札幌市体育協会（所管：観光文化局スポーツ部）

この法人は、札幌市におけるスポーツ団体を総括し、スポーツの普及振興を図るために必要な事業を行い、もって市民の心身の健全な発達と本道におけるスポーツの振興に寄与することを目的として設立されたものである。なお、設立は昭和54年であるが、平成24年4月1日から一般財団法人に移行している。

札幌市は、この法人に対し、基本財産総額1億190万円のうち、6,000万円（出資割合58.88%）を出資している。また、札幌市は平成23年度、この法人の事業に係る経費に対し、3,749万円の補助金を交付している。

第1表 平成23年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の 状 況	収 入 A	108,697
	(うち札幌市からの補助金)	(37,490)
	(うち札幌市からの委託料)	(0)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(0)
	(うち公の施設の利用料金)	(0)
	支 出 B	108,762
	当期収支差額 C=A-B	△ 65
財政状態 (平成24年3月31日現在)	前期繰越収支差額 D	6,376
	次期繰越収支差額 E=C+D	6,311
	流動資産 F	8,373
	固定資産 G	102,071
	資産合計 H=F+G	110,445
	流動負債 I	2,062
	固定負債 J	0
	負債合計 K=I+J	2,062
正味財産 L=H-K	108,383	
負債・正味財産合計 M=K+L	110,445	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 財団法人さっぽろ健康スポーツ財団

法人の概要については、1(3)参照

平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
スポーツ交流施設(つどーむ)、北区体育館、厚別温水プール、美香保体育館、月寒体育館、円山総合運動場、藤野野外スポーツ交流施設等26施設	1,696,511,472	734,086,177	観光文化局 スポーツ部
中央健康づくりセンター等3施設	128,359,050	41,565,722	保健福祉局 保健所
合計	1,824,870,522	775,651,899	

(注) 指定管理期間について、藤野野外スポーツ交流施設は平成20年度から平成24年度まで、それ以外の施設は平成22年度から平成25年度までである。

(2) 株式会社札幌ドーム

法人の概要については、1(4)参照

平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌ドーム	—	1,564,821,459	観光文化局 スポーツ部
合計	—	1,564,821,459	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(3) 大和リース株式会社

この法人は、規格建築事業、流通建築リース業等を目的として、昭和22年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市民ホールの維持管理に関する業務を平成20年度からこの法人に行わせている。

平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	利用料金収入額	市に対する納付額	所管部局
札幌市民ホール	112,203,780	14,962,500	教育委員会 生涯学習部
合計	112,203,780	14,962,500	

(注) 指定管理期間は平成20年度から平成26年度までである。

3 財政援助団体監査

(1) 財団法人さっぽろ健康スポーツ財団

法人の概要は、1(3)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
平成23年度中学生以下ブルロッカー利用料減収補填額	13,196,000	観光文化局 スポーツ部
第36回札幌マラソン大会	18,905,000	
第32回札幌国際スキーマラソン大会	9,500,000	
第34回北海道を歩こう	1,050,000	
合 計	42,651,000	

(2) 株式会社札幌ドーム

法人の概要は、1(4)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌ドーム利用料金減免補てん補助金	21,328,000	観光文化局 スポーツ部
アマチュアスポーツ大会利用料金減免補てん補助金	70,840,000	
合 計	92,168,000	

(3) 一般財団法人札幌市体育協会

法人の概要は、1(5)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
財団法人札幌市体育協会管理費補助	12,940,000	観光文化局 スポーツ部
札幌市民体育大会事業補助	9,824,000	
財団法人札幌市体育協会及び加盟競技団体事業補助	14,032,000	
札幌市スポーツ少年団運営事業補助	694,000	
合 計	37,490,000	

(4) 株式会社北海道フットボールクラブ

この法人は、サッカーチーム「コンサドーレ札幌」の運営を目的に、平成8年に設立されたものである。

札幌市はこの法人の事業のうち、下部組織育成事業・サッカー普及育成事業・試合運営補助組織育成事業・厚別公園競技場周辺地域安全対策費を対象として、7,716万円の補助金を交付している。

また、この法人が、Jリーグ公式戦において厚別公園競技場を利用する際の利用料の一部として、542万円の補助金を交付している。

補 助 金 の 内 容

(単位 円)

区 分	補 助 金 額	所 管 部 局
下部組織育成事業・サッカー普及育成事業・試合運営補助組織育成事業・厚別公園競技場周辺地域安全対策費に係る補助金	77,163,750	観光文化局 スポーツ部
厚別公園競技場利用料補助金	5,422,000	
合 計	82,585,750	